

2024年問題に備える 労務管理対策セミナー

「働き方改革関連法」が2019年4月1日から順次施行されており、2023年4月より中小企業も、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%以上へ引き上げられました。また、2024年4月からは企業規模を問わず、建設業や運送業（自動車運転業務）へも時間外労働の上限規制が適用されました。

『失敗しない対策』を念頭に具体的な対応実務についてわかりやすく解説します。
会社と従業員を守るために、ぜひ本セミナーをご活用ください。

2024年8月26日（月）14:00～16:00

講師



シグマ総合事務所 代表
社会保険労務士・行政書士
精神保健福祉士

あかざわ まさる
赤澤 将氏

<講師プロフィール>

明治大学法学部卒業。明治大学大学院博士前期課程民事法学専攻（財産法）修了。司法試験受験をしながら学習塾講師を経て、損害保険会社嘱託営業社員、損害保険法人代理店代表、経営コンサルティング会社執行役員を経て現職。中小企業を中心に、労務管理体系の構築から各種個別制度の設計まで労務管理全般にわたる診断・指導を手掛けるとともに、メンタルヘルス問題の予防・早期発見及び対処のための職場環境改善コンサルティングやセミナー・研修講師としても活動中。「人」という、企業・組織のもっとも大切な経営資源を最大限活かすことができる職場にし、組織パフォーマンスを向上させるためのポジティブな人事労務戦略を提案している。

講座内容

- 今さら訊けない「2024年問題」
- 時間外労働上限規制はどう変わった？
（改善基準告示改正のポイント）
- 割増賃金率引き上げとの関係は？
- 建設業界・運送業界への具体的な影響は
どうなる？
- 2024年問題への労務管理対応のポイントは？

※現時点におけるカリキュラム案であり、
変更の可能性もあり得ます。

会場

（協）ベイトウン尾道 組合会館 2階会議室（尾道市東尾道4-4）

受講料

無料

定員

60名（定員になり次第締め切り）

お問合せ

尾道商工会議所 TEL：0848-22-2165 / FAX：0848-25-2450

申込方法

下記申込用紙に必要事項をご記入のうえFAX、
またはウェブにて**8月20日（火）までにお申し込みください。**



（切り取らずにそのまま送信してください）

尾道商工会議所 行

講習会参加申込書

申込日：令和6年 月 日

事業所名		業種	
住所		TEL	
受講者名		FAX	